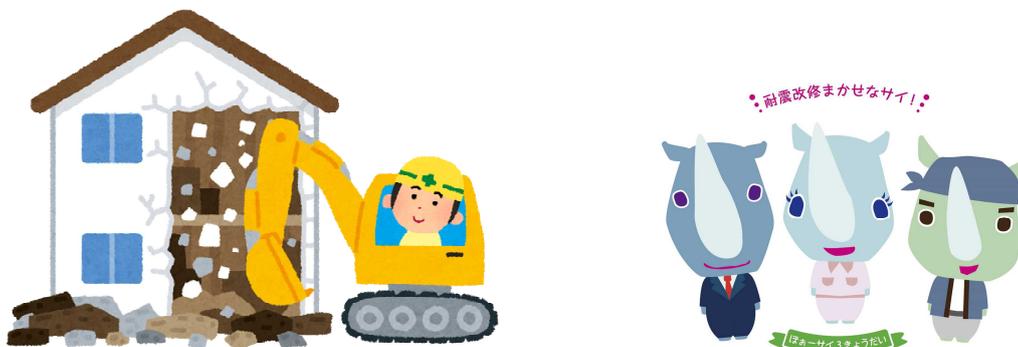


◆耐震性のない木造住宅の除却



【制度の内容】

無料耐震診断を実施した住宅のうち、判定値が 1.0 未満の耐震性がない木造住宅を除却する場合は、除却等に要する工事費のうち、80%の額(上限 30 万円)の補助金が受けられます。(※工事前に申請手続きをしたものに限り、契約後・工事後では補助金を受けることが出来ません。)

□ 補助の対象となる工事

市が実施する無料耐震診断の結果、判定値が 1.0 未満と診断された木造住宅を除却する工事のうち、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施する工事。

※個人が所有するもので、過去に耐震改修費補助金等の交付を受けていないものに限り、ます。

□ 補助金額

上限30万円

除却に要する工事費のうち、80%以内の額となります。

□ 申し込み方法

所有者又は除却工事を行う施工業者等を通じて、市役所都市計画課へご相談ください。

※詳しくは「常滑市木造住宅除却費補助金交付要綱」をご覧ください。

手続きの流れ

申請者

市(都市計画課)

